

第28号議案 品川区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療制度における住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて

「高齢者の医療の確保に関する法律」等が改正されたことにもない、国民健康保険に係る住所地特例の対象者が、後期高齢者医療制度においても引き継がれることになったことから、条例の一部を改正するものである。

現行では品川区の国民健康保険の被保険者が他の道府県の住所地特例施設等に入所等し、従前の住所地である品川区の被保険者となっていた者が、75歳に到達するなどして後期高齢者医療保険の被保険者となる際には、国民健康保険の例を引き継がず、住所地特例施設等の所在地の道府県後期高齢者広域連合の被保険者となっている。

改正後は、国民健康保険の例を引き継ぎ、従前の住所地である東京都後期高齢者広域連合の被保険者となる。

|        |                      | 改正前保険者                      | 改正後保険者                 |
|--------|----------------------|-----------------------------|------------------------|
| 75歳未満  | 品川区在住<br>国民健康保険の被保険者 | 品川区                         | 品川区                    |
|        | 他道府県住所地特例施設等に入所等     | 品川区                         | 品川区                    |
| 75歳到達等 | 後期高齢者医療制度加入          | 住所地特例施設等の所在地の道府県後期高齢者医療広域連合 | 東京都後期高齢者医療広域連合(窓口:品川区) |

新旧対照表

○品川区後期高齢者医療に関する条例

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第4条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区の区域内に住所を有する被保険者（法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) <u>法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</u></p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</u></p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区の区域内に住所を有していたもの</u></p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により区の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者。</u></p> <p>付 則</p> <p>(削る)</p> | <p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第4条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 区の区域内に住所を有する被保険者（法第55条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。）</p> <p>(2) 法第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際区の区域内に住所を有していたもの</p> <p>(新設)</p> <p>付 則</p> <p><u>（平成20年度における保険料の普通徴収の特例）</u></p> <p>2 <u>平成20年度における被保険者（次項に規定する者を除く。）に関する第5条の規定の適用については、同条第1項中「毎月末日」とあるのは「7月から翌年3月までの各月の末日」と、同条第3項中「12分の1」とあるのは「9分の1」する。</u></p> <p>3 <u>平成20年度における法第99条第2項に規定する被保険者に関する第5条の規定の適用については、同条第1項中「毎月末日」とあるのは「10月から翌年3月までの各月の末日」と、同条第3項中「12分の1」とあるのは「6分の1」とする。</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> | <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> |